

## 改正の概要

### 1 教育職員免許法の一部改正の施行に伴う改正

(第4条、別記様式第16号)

教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状様式の一部等の改正を行う。

**改正案** 様式第16号及び17号を改正。

様式第16号(特別免許状)

「有効期間満了の日」を加える。

「割印」を削除する。

様式第17号(臨時免許状)

「割印」を削除する。

### 2 特別支援学校教諭の免許状の授与を受けようとする場合の単位修得方法について

免許法別表第7により、免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法について定める。

**改正案** 第8条の2を以下のように定める。

#### 第8条の2

免許法別表第7により、特別支援学校教諭の免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の表に掲げる特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位を含めて最低修得単位数を修得するものとする。

在職年数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	最低修得単位数
3年以上	1単位	3単位	2単位	6単位

### 3 教育職員免許状授与証明書の申請手続について

教育職員免許状授与証明書に関しては、これまで教育委員会規則(教育職員免許法令施行細則)に定めがなかったため、出願書類及び様式について定める。

**現行規則**

(書換又は再交付出願)

第20条 免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(略)

**改正案** 上記下線部分を訂正し、第2項を追加する。

(書換、再交付又は授与証明書出願)

第20条 (略)

2 免許状の授与証明書の発行を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明願(様式第13号の2)を委員会に提出しなければならない。

様式 第13号の2(第20条関係)及び第18号(第20条関係)を定める。

**4 その他**

必要な字句の改正を行う。